

桜小学校 防災・防犯等 基本行動マニュアル

世田谷区立桜小学校
校長 大曾根 博美

災害・防犯等に対応する本校の基本行動マニュアルです。

ご家庭におかれましては、本マニュアルに示しました基本行動をご理解いただき、日頃より家族での話し合いを密にし、お子様へのご指導をいただきますようお願い申し上げます。なお、災害等の状況におきましては、臨機応変の対応が求められる場合があることも予めご了承ください。

A 大規模地震（概ね「震度5弱」以上）の地震発生時における基本行動

1 登校前における措置

- (1) 児童は、学校から連絡があるまで、自宅待機とする。
- (2) 学校は、区の災害対策本部または教育委員会からの指示に基づき、臨時休校または自宅待機の解除を決定する。
- (3) 学校は、臨時休校又は自宅待機の解除を決定したときは、緊急メール、学校ホームページ等により連絡する。

2 在校時における措置

- (1) 校長は、避難手順により児童の安全確保を図る。
- (2) 保護者の引き取りにより、下校を行う
電話、メールなど不通になることも予想されることから、保護者は、保護者の判断により学校へ引き取りに向かう。
- (3) 保護者の方が迎えにくるまで学校で児童を保護する。

3 登校・下校時における措置

- (1) 登校時に大規模地震が発生した場合は、自宅または学校の近い方に避難する。保護者不在が明確な場合は学校に避難する。
- (2) 下校時に大規模地震が発生した場合は、すみやかに帰宅する。ただし、学校が近い場合、保護者の不在が明確な場合は学校へ戻る。
- (3) 登校・下校時の対応について、特に以下の点を児童に指導を行う。
 - ① 自宅または学校の近い方に避難すること。
 - ② ブロック塀、自動販売機の側、垂れ下がった電線に近付かないこと。
 - ③ 建物の窓ガラス、外壁、広告物等の落下物に注意し、ランドセルなどで頭を保護すること。
 - ④ 自分がけがをした場合は、大きな声で助けを求めること。

3 校外学習・宿泊行事実施時における措置

- (1) 学校は、現地の状況により児童の安全を第一優先に対応する。
- (2) 学校は、関係機関と連絡を取り、その情報を収集し、指示に従う。
- (3) 学校は、保護者に可能な手段を講じ情報を提供し、保護者とともに対応にあたる。
※ 地震警戒宣言が発令された場合も上記の基本行動に準じて対応する。

B 「学校火災」及び「地震」時における基本行動

1 在校時における措置

- (1) 避難手順に基づき、「おかしも」の約束を徹底し児童の安全を確保する。
- (2) 状況に応じて第二次避難場所に避難する。
- (3) 災害の状況により、緊急連絡メールにより連絡し、保護者に引渡す。

2 登下校時の地震における措置（Aに同じ）

3 校外学習・宿泊行事実施時における措置（Aに同じ）

C 「台風」及び「大雪」時における基本行動

世田谷区（23区西部）「暴風警報」「暴風雪警報」が発令された場合、学校は、以下の基準にもとづき、安全対策を講じるものとする。（大雨警報とは違うことについて御注意ください。）

- 1 登校前に発令された場合 ※令和2年度から改訂されたところがあります。
 - (1) 午前6時までに解除された場合・・・平常授業とする。
 - (2) 午前6時までに解除されない場合・・・臨時休業とする。※ なお、実際に翌日の台風の接近・通過や大雪等が予想される場合には、学校から対応の内容や留意点等の詳細を前日までに連絡します。当日の対応に変更がない場合は、改めて学校から情報提供メール等の発信はしません。その際、台風の進路がそれ、当日午前6時に暴風警報が発令されていなかった場合には、通常授業となります。また、区や学校のホームページにアクセスできない場合や緊急連絡メールの通知が遅れる場合がありますので、気象庁ホームページにて暴風警報（世田谷区）の有無を確認の上、ご判断ください。
※ 長期休業中や休日等の活動による登校については、暴風警報が出ている出ていないに関わらず、保護者の判断で、安全優先での対応をお願いします。
- 2 登校後に発令された場合
「暴風警報」が発令された時刻やその他の警報等の情報を勘案して、区としての安全対策（「下校時刻の変更」や「一時待機」等を決定し、区から各学校に周知されます。
本校では、区としての安全対策（「下校時刻の変更」または「一時待機」等）を、緊急メール、ホームページ等により連絡します。暴風警報が解除されない場合、原則として、児童の帰宅方法は、保護者（引き取り人名簿に記載のある引き取り人）への引き渡しとなります。
- 3 校外学習・宿泊行事実施時における措置
校外学習・移動教室等宿泊行事を予定している場合は、現地の状況を踏まえた上で集合、出発時刻、行程、実施内容の変更等、安全対策を講じる。

D 「不審者等人的災害」時における基本行動

- 1 在校時不審者情報が入った場合における措置
 - (1) 警察、教育委員会等関係機関と連携し情報を収集し、児童の安全を第一優先に対応する。
 - (2) 児童の安全が確保されるまで学校に児童を留め置く。
 - (3) 状況により保護者への引き渡しによる下校する。
- 2 登下校時不審者情報が入った場合における措置
 - (1) 本校周辺での児童の安全確保が必要な場合、学校教職員が直ちに地域に向かう。
 - (2) 登校した児童の安全確保のため、校内の職員配置体制を組む。
- 3 不審者侵入時における措置
※ 校内に不審者が侵入した場合は「校内マニュアル」により児童の安全を第一優先に対応します。

E 天候等により学校行事（運動会・遠足・社会科見学等）の実施に影響が及ぶ場合

- 1 運動会
 - (1) 前日に判断する場合
明らかに翌日の天候不順が明確な場合は、前日の午後7時に実施不可の決定をし、緊急連絡メールで連絡する。
 - (2) 当日の実施の可否の判断
予め定めた判断時刻に実施不可の場合は、緊急連絡メールにより連絡する。
- 2 遠足・社会科見学等
雨天時等の対応については事前に保護者への連絡を図り、原則的に集合時刻の変更などがある場合のほかは、実施当日に実施可否について連絡はしない。学習と学校行事（弁当、水筒、服装等）両方の用意を持参させる。
- 3 帰校の遅延について
帰校時刻が1時間以上遅くなることが予測される場合は、緊急連絡メールで連絡する。

.....
: いづれの場合も、電話、メールなど不通になることも予想されることから、
: 臨機応変に保護者の判断により、児童の引き取りに向かってください。
: